

金融事業者の名称 ■取組方針掲載ページのURL： ■取組状況掲載ページのURL：		リロ少額短期保険 https://www.relo-ssi.jp/fiduciary.html https://www.relo-ssi.jp/fiduciary.html	
原 則	原 則	原 則	原 則
原則2	【顧客の最善の利益の追求】 金融事業者は、高度の専門性と職業倫理を保持し、顧客に対して誠実・公正な業務を行い、顧客の最善の利益を図るべきである。金融事業者は、こうした業務運営が企業文化として定着するよう努めるべきである。	実施	お客様本位の業務運営に係る基本方針 1.お客様本位の業務運営に関する方針の策定・公表 2.顧客への最善の利益追求 3.利益相反の適切な管理 4.重要な情報の分りやすい提供 5.顧客にふさわしいサービスの提供
	(注) 金融事業者は、顧客との取り引に際し、顧客本位の良質なサービスを提供し、顧客の最善の利益を図ることにより、自らの安定した顧客基盤と収益の確保につなげていくことを目指すべきである。	実施	お客様本位の業務運営に係る基本方針 1.お客様本位の業務運営に関する方針の策定・公表 2.顧客への最善の利益追求 3.利益相反の適切な管理 4.重要な情報の分りやすい提供 5.顧客にふさわしいサービスの提供
原則3	【利益相反の適切な管理】 金融事業者は、取引における顧客との利益相反の可能性について正確に把握し、利益相反の可能性がある場合には、当該利益相反を適切に管理すべきである。金融事業者は、そのための具体的な対応方針をあらかじめ策定すべきである。	実施	お客様本位の業務運営に係る基本方針 3.利益相反の適切な管理
原則4	【手数料等の明確化】 金融事業者は、名目を問わず、顧客が負担する手数料その他の費用の詳細を、当該手数料等がどのようなサービスとの対価に関するものかを含め、顧客が理解できるよう情報提供すべきである。	非該当	<ご参考>金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社「お客さま本位の業務運営に係る方針」との関係（注）
原則5	【重要な情報の分かりやすい提供】 金融事業者は、顧客との情報の非対称性があることを踏まえ、上記原則4に示された事項のほか、金融商品・サービスの販売・推奨等に係る重要な情報を顧客が理解できるよう分かりやすく提供すべきである。	実施	お客様本位の業務運営に係る基本方針 4.重要な情報の分りやすい提供
	(注1) 重要な情報には以下の内容が含まれるべきである。 顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの基本的な利益(リターン)、損失その他のリスク、取引条件 顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品の組成に携わる金融事業者が販売対象として想定する顧客属性 顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの選定理由(顧客のニーズ及び意向を踏まえたものであると判断する理由を含む) 顧客に販売・推奨等を行う金融商品・サービスについて、顧客との利益相反の可能性がある場合には、その具体的な内容(第三者から受け取る手数料等を含む)及びこれが取引とは業務に及ぼす影響	実施	お客様本位の業務運営に係る基本方針 4.重要な情報の分りやすい提供
(注2)	金融事業者は、複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨等する場合には、個別に購入することができるか否かを顧客に示すとともに、パッケージ化しない場合に顧客が比較することが可能となるよう、それぞれの重要な情報について提供すべきである(注2)～(注5)は手数料等の情報を提供する場合においても同じ)。	非該当	<ご参考>金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社「お客さま本位の業務運営に係る方針」との関係（注）
(注3)	金融事業者は、顧客の取引経験や金融知識を考慮の上、明確、平易であって、誤解を招くことのない誠実な内容の情報提供を行なうべきである。	実施	お客様本位の業務運営に係る基本方針 4.重要な情報の分りやすい提供
(注4)	金融事業者は、顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの複数台に見合った情報提供を、分かりやすくしてるべきである。複数台の金融商品の低い商品の販売・推奨等を行う場合には、複数台の情報提供をする。複数又は以上の高い商品の販売・推奨等を行う場合には、顧客において同一の商品の内容と比較することが容易となるように、配意した資料を用いつつ、リスクリターンの関係など基本的な構造を含め、より分かりやすく丁寧な情報提供がなされるよう工夫すべきである。	非該当	<ご参考>金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社「お客さま本位の業務運営に係る方針」との関係（注）
(注5)	金融事業者は、顧客に対して情報を提供する際には、情報を重要性に応じて区別し、より重要な情報については特に強調するなどして顧客の注意を促すべきである。	実施	お客様本位の業務運営に係る基本方針 4.重要な情報の分りやすい提供
【顧客にふさわしいサービスの提供】 金融事業者は、顧客の資産状況、取引経験、知識及び取り目的、ニーズを把握し、当該顧客にふさわしい金融商品・サービスの組成、販売・推奨等を行なうべきである。	実施	お客様本位の業務運営に係る基本方針 5.顧客にふさわしいサービスの提供	

(注1)	<p>金融事業者は、金融商品・サービスの販売・推奨等に關し、以下の点に留意すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 顧客の意向を確認した上で、まず、顧客のライフプラン等を踏まえた目標資産額や安全資産と投資性資産の適切な割合を勘討し、それに基づき、具体的な金融商品・サービスの提案を行うこと 具体的な金融商品・サービスの提案は、自らが取り扱う金融商品・サービスについて、各業法のを超えて横断的に、類似商品・サービスや代替商品・サービスの内容(手数料を含む)と比較しながら行うこと 金融商品・サービスの販売後において、顧客の意図に基づき、長期的な視点に配慮した適切なフォローアップを行うこと 	非該当	<p>＜ご参考＞金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社「お客さま本位の業務運営に係る方針」との関係（注）</p>	<p>＜ご参考＞金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社「お客さま本位の業務運営に係る方針」との関係（注）</p>
(注2)	<p>金融事業者は、複数の金融商品・サービスをパッケージして販売・推奨する場合には、当該パッケージ全体に当該顧客にふさわしいかについて留意すべきである。</p>	非該当	<p>＜ご参考＞金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社「お客さま本位の業務運営に係る方針」との関係（注）</p>	<p>＜ご参考＞金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社「お客さま本位の業務運営に係る方針」との関係（注）</p>
(注3)	<p>金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品の組成に当たり、商品の特性を踏まえて、販売対象として想定する顧客属性(特徴)を公表するとともに、商品の販売に携わる金融事業者においてそれについて沿った販売がなされるよう留意すべきである。</p>	非該当	<p>＜ご参考＞金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社「お客さま本位の業務運営に係る方針」との関係（注）</p>	<p>＜ご参考＞金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社「お客さま本位の業務運営に係る方針」との関係（注）</p>
(注4)	<p>金融事業者は、特に、複雑又はリスクの高い金融商品の販売・推奨等を行う場合や、金融取引を侵害受けやすい金融の顧客グループに対して商品の販売・推奨等を行う場合には、商品や顧客の属性に応じ、当該商品の販売・推奨等が適当かより慎重に審査すべきである。</p>	非該当	<p>＜ご参考＞金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社「お客さま本位の業務運営に係る方針」との関係（注）</p>	<p>＜ご参考＞金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社「お客さま本位の業務運営に係る方針」との関係（注）</p>
(注5)	<p>金融事業者は、従業員がその取り扱う金融商品の仕組み等に係る理解を深めるよう努めるとともに、顧客に対して、その属性に応じ、金融取引に関する基本的な知識を得られるための情報提供を積極的に行なうべきである。</p>	実施	<p>お客様本位の業務運営に係る基本方針 6 従業員に対する適切な動機づけの枠組み</p>	<p>お客様本位の業務運営方針に基づく取組み状況 方針6 従業員に対する適切な動機づけの枠組み</p>
原則7	<p>【従業員に対する適切な動機づけの枠組み等】</p> <p>金融事業者は、顧客の最善の利益を追求するための行動、顧客との正な取扱い、利権相反の適切な保管等を促進するように設計された報酬・業績評価体系、従業員研修その他の適切な動機づけの枠組みや適切なガバナンス体制を整備すべきである。</p>	実施	<p>お客様本位の業務運営に係る基本方針 6 従業員に対する適切な動機づけの枠組み</p>	<p>お客様本位の業務運営方針に基づく取組み状況 方針6 従業員に対する適切な動機づけの枠組み</p>
	(注)	実施	<p>お客様本位の業務運営に係る基本方針 6 従業員に対する適切な動機づけの枠組み</p>	<p>お客様本位の業務運営方針に基づく取組み状況 方針6 従業員に対する適切な動機づけの枠組み</p>

【照会先】	
部署	お客様センター
連絡先	0120-861-792